

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の件数

（期間：令和4年1月～令和4年12月）

区分1に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ 黄斑下手術等	
ウ 鼓室形成手術等	
エ 肺悪性腫瘍手術等	
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	

区分2に分類される手術	件数
ア 靭帯断裂形成手術等	
イ 水頭症手術等	4 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ 尿道形成手術等	
オ 角膜移植術	
カ 肝切除術等	
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	

区分3に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ バセドウ甲状腺全摘術	
エ 母指化手術等	
オ 内反足手術等	
カ 食道切除再建術等	
キ 同種死体腎移植術等	

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術	

その他の区分	件数
ア 人工関節置換術	
イ 乳児外科施設基準対象手術	
ウ ペースメーカー移植術 及びペースメーカー交換術	
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使用しないものを 含む。)及び体外循環を要する 手術	
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠 動脈粥腫切除術及び経皮的冠 動脈ステント留置術	

令和5年1月発行